参考　設計内訳書（２７年度）

工事（委託）名	斎場高圧気中開閉器(PAS)取替工事
工事（委託）箇所	足利市　新山町
工事概要	老朽化した高圧気中開閉器(PAS)及びケーブルを改修する工事　一式

内訳書

積算内訳書提出の	□　要　　□不要	
Ⅰ　共通仮設費	一式	
Ⅱ　直接工事費	一式	
純工事費		
Ⅲ　現場管理費	一式	
工事原価		
Ⅳ　一般管理費	一式	
（契約保証費）		
（消費税相当額）		
本工事費合計		

工期	日間 年　月　日　～　平成　年　月　日
前金払	□　有　　□　無
部分払	□　有（　回以内）　□　無
事業区分	□　補助　　□　単独

名　称	数　量	単 位	金　額	備　考
直　接　工　事　費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率　８％
工事費	1	式		

1.斎場

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
高圧引込用負荷 開閉器(PAS)	耐重塩じん仕様 ﾓｰﾙﾄﾞｺｰﾝ口出線 VT･LA内蔵 方向性 ｽﾃﾝﾚｽ製 300A	1	台			
SOG制御装置	GR付PAS用、方向性 VT･LA内蔵開閉器用 屋外用ｽﾃﾝﾚｽﾎﾞｯｸｽ形	1	個			
PAS操作用ﾛｰﾌﾟ 支持金具		1	個			
PAS操作用ﾛｰﾌﾟ 止め金具		1	個			
高圧ピン碍子	普通型	3	個			
硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 (VE)	露出配管 22mm	7	m			
硬質ﾋﾞﾆﾙ防護管	露出配管 70mm	4	m			
ｹｰﾌﾞﾙ保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(28) 露出	7	m			
ｹｰﾌﾞﾙ保護用 合成樹脂被覆鋼管 (GLT)	(82) 露出	4	m			
金属製 可とう電線管(F) (ﾋﾞﾆﾙ被覆有)	(30) ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ用等	1	m			
6kV CVTｹｰﾌﾞﾙ	38mm2管内 三層押出品(E-Eﾀｲﾌﾟ)	17	m			
引込管口用防水 ｺﾞﾑｷｬｯﾌﾟ	ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ専用	1	個			
600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚ ﾝ絶縁電線(EM-IE)	14mm2	12	m			
端末処理 6kV CVT	38mm2 屋外	1	カ所			
端末処理 6kV CVT	38mm2 屋内	1	カ所			

直　接　工　事　費　細目別内訳

1.斎場

名　　　称	摘　　　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　　額	備　　　　考
接地工事	PAS･SOG共用接地（A種） ｽﾃﾝﾚｽﾎﾞｯｸｽ単独接地（D種）	1	式			
変電設備標識		1	枚			
高圧危険標識		1	枚			
立入禁止標識		4	枚			
耐圧試験費	電気主任技術者立合	1	式			
高所作業車		1	式			
撤去工事		1	式			
発生材運搬		1	式			
発生材処分		1	式			
土工事	一般部	1	式			
高圧断路器	屋内形単極 400A	3	個			
計						

斎場高圧気中開閉器（PAS）取替工事　　　　工事仕様書

Ⅰ．工事概要

1．施工箇所　足利市　新山町

2．建物概要

建物名称	主要構造等	延べ面積（㎡）	防火対象物区分
		㎡	項

3．工事種目（●印付けたものを適用し各一式とする。）

工事種目	建物名称					
	斎　場					
電灯設備	○	○	○	○	○	○
動力設備	○	○	○	○	○	○
電熱設備	○	○	○	○	○	○
雷保護設備	○	○	○	○	○	○
受変電設備	●	○	○	○	○	○
電力貯蔵設備	○	○	○	○	○	○
発電設備	○	○	○	○	○	○
構内情報通信網設備	○	○	○	○	○	○
構内交換設備	○	○	○	○	○	○
情報表示設備	○	○	○	○	○	○
映像・音響設備	○	○	○	○	○	○
拡声設備	○	○	○	○	○	○
誘導支援設備	○	○	○	○	○	○
テレビ共同受信設備	○	○	○	○	○	○
監視カメラ設備	○	○	○	○	○	○
駐車場管制設備	○	○	○	○	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○	○	○	○	○
火災報知設備	○	○	○	○	○	○
中央監視制御設備	○	○	○	○	○	○
発生材処理	●	○	○	○	○	○
屋外						
構内配電線路	●	○	○	○	○	○
構内通信線路	○	○	○	○	○	○
発生材処理	●	○	○	○	○	○
テレビ電波障害防除						
テレビ電波障害防除	○	○	○	○	○	○

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）、

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）及び

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成25年版）に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書（（2）から（5）に対するもの）

(2)現場説明書

(3)特記仕様書

(4)図面及び設計書

(5)標準仕様書及び標準図

2．特記仕様

章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたもの、特記事項は●印の付いたものを適用する。

なお、各項目に対応する標準仕様書の項目番号を括弧書きした。

章	項目	特記事項

● 一般共通事項

① 官公署への手続き

工事に必要な官公署への手続きは請負者が代行し、速やかに行う。

(1.1.3)

2 工事実績情報の登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注変更完成訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録期間へ登録申請を行う。

(1)工事受注時　　契約締結後10日以内

(2)登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内

(3)工事完成時　　工事完成後10日以内

なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。

(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正のみ登録するものとする。)

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(1.1.4)

③ 現場代理人の専任関係

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めることとする。

・兼任を認める工事の件数は２件までとし、いずれも請負代金額が2,500万円未満であること。

●兼任可

○兼任不可

（ただし、請負金額が2,500万円未満となったときは、兼任を可とする。）

（請負金額が2,500万円未満であっても、兼任を不可とする。）

④ 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち、１以上に加入する。

契約期間の始期は材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券の写しを監督職員に速やかに提出する。

⑤ 調査試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には次の各号に掲げる協力をしなければならない。
   (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
   (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
   (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
   (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

6 施工従事者

自家用電気工作物の電気工事においても、第一種電気工事士（600V以下は認定電気工事従事者を含む）とする。

⑦ 施工時間

工事の施工時間については、施工に先立って監督職員と協議すること。

(1.3.3)

⑧ 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

(1.3.5)

⑨ 交通安全管理

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（平成21年9月30日付け栃木県公安委員会告示第54号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

(1.3.6)

⑩ 環境対策

(1)騒音振動対策

受注者は、工事の施工にあたり『建設工事に伴う騒音振動対策技術指針』（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月改正）に基づき、騒音振動対策を行う。また、建設機械を使用する場合は、『低騒音低振動型建設機械の指定に関する規定』(平成9年建設省告示第1536号、最終改定 平成13年国土交通省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(2)排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり『建設機械に関する技術指針』別表第3に揚げる建設機械を使用する場合は、『第3次排出ガス対策型建設機械指定要領』(平成18年3月17日付け 国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(3)グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律』（平成12年法律第100号。以下『グリーン購入法』という）」第10条及び『栃木県生活環境の保全等に関する条例』第63条で定めた『栃木県グリーン調達推進方針』に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

(1.3.8)

⑪ 発生材の処理等

[発生土]

○ 構内（建物周り）敷均し　　● 構内指示の場所に敷均し

○ 構内指示の場所に堆積　　○ 構外搬出指示の場所に堆積

堆積場所（　　　）　　堆積場所（　　　）

・ 上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。

[発生土以外の発生材]

・ 引渡しを要するもの　● 無　○ 有　名称（　　　）

・ 特別管理産業廃棄物　● 無　○ 有　名称（　　　）　処理方法（　　　）

・ 再利用及び再資源化を図るもの　● 無　○ 有　名称（　　　）

・ 廃PCB等は関係法令より適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。

・ 六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令より適切に回収、処理すること。

・ 蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理すること。

※ 上記に指定されていないものは、標準仕様書1.3.9(3)及び『建設廃棄物処理指針』（平成13年6月制定）によるほか、次により構外に搬出し適切に処理する。

1. 『建設副産物実態調査要領』に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて各１部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、電子データとともに提出する。なお、これらの記録を工事完成後１年間保存しておくこと。
2. 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。
3. 建設副産物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
   なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結をし、その契約書の写しを提出すること。
4. 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
5. 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。
   なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に保存すること。

(1.3.9)

12 建設リサイクル法

『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下『建設リサイクル法』という。）に定める対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督職員に報告すること。

⑬ 再使用機器

取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。

⑭ 機材等

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、同等品等使用願を監督職員に提出し承諾を受ける。

なお、同等品の中で、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（平成25年版）』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

(1.4.2)

⑮ 下請負人の選定及び工事材料の選定

○ 受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

○ 受注者は、県内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

⑯ 機材の検査等

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

(1.4.4)

16 見本施工

○ 次に示す事項について、見本施工を実施すること。

・

(1.5.3)

⑰ 施工の検査に伴う試験

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力（電力デマンド）を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

18 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、監督職員に報告する。

測定方法　○ パッシブ型　○ アクティブ型

着工前の測定　○ 行う　○

測定対象室　○ 図示　○

測定箇所数　○ 図示

報告の様式等については監督職員の指示による。

(1.5.7)

⑲ 化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する”ホルムアルデヒドの放散量”は、次のとおりとする。

規制対象外

ア JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品

イ 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

ウ 下記表示のあるJAS規格品

(ｱ) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用

(ｲ) 接着剤等不使用

(ｳ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

(ｴ) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

(ｵ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

(ｶ) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

第三種

ア JIS及びJASのF☆☆☆規格品

イ 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品

ウ 旧JISのEo規格品

エ 旧JASのFco規格品

⑳ 完成図等

● 完成図・施工図(A3)　○ 製本 提出部数 3部　● CD-R 提出部数 2部

○ 完成図(A2)　○ 製本 提出部数 1部

○ 完成調書　○ 製本 提出部数 3部

● 取扱説明書　提出部数 1部

● 工事記録写真　● CD-R 提出部数 2部

● 完成写真　● CD-R 提出部数 2部

(1.7.2)

㉑ 施工図等の取り扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

㉒ 電子納品

● 『電子納品運用に関するガイドライン（案）（第10版）』に準拠すること。

設計CADデータの貸与　○無し　●有り（著作者名：建築住宅課）

● 貸与するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。

● 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

㉓ 工事写真

『工事写真の撮り方（建築設備編）（平成24年版）』国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。

㉔ 工事用仮設物

すべて請負者の負担とする。

構内につくることが　● 出来る　○ 出来ない（　　　）

25 足場桟橋類

○ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。

○ 本工事で設置とする。

○ 改修工事の場合は、改修工事標準仕様書第1編2.2.2によるほか下記による。

○ 内部仮設足場等（　種）

○ 外部仮設足場等（　種）

(2.1.1)

㉖ 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。

27 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日（検針日）までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。

28 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて『建築設備耐震設計・施工指針』（2005年版　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）による。

(1) 設計用水平地震力

機器の重量[kgf]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所		○ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

備考（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器

○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 交流無停電電源装置　○ 直流電源装置

○ 交換機　○ 火災報知器受信機　○ 中央監視装置　○

○　○　○　○

上層階の定義は次による。

2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、

10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

(2) 設計用鉛直地震力

設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

㉙ 不正軽油使用の防止対策

1. 本工事は、『地方税法』(昭和25年法律第226号)及び『特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律』(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
2. 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。
   また、市が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

㉚ 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

1. 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
7. 『土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法』の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
8. 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
9. 1.～8.のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

㉛ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 足利市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

㉜ 工事の一時中止に係る計画の作成

(1) 『足利市建設工事請負契約書』第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

33 住宅瑕疵担保履行法への対応

○ 本工事は『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』（平成19年法律第66号）の対象工事である。

工事名称	斎場高圧気中開閉器(PAS)取替工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その１）／ No Scale(A2)	図面番号
設計年月日	平成２７年　８月	E-01
設計者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	
発注者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	

（足利市　H27.4）

章	項目	特記事項

○ 電灯設備

1 電気方式
○幹線　○単相3線式　200/100V　○直流2線式　100V
○分岐　○単相2線式　100V　○単相2線式　200V
○直流2線式　100V

2 非常用照明器具
○電池内蔵形　○電源別置形　○蓄電池(10分)＋自家発電設備

3 配線器具
(1)スイッチ、コンセントは大角型とする。
(2)防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。

4 その他
(1)　○ 特殊コンセントにはプラグを付属させる。
　　○ 別途機械設備工事機器仕様コンセント（エッチング）については打合せすること。
(2)　コンセントのうち次のものは、プレートに電圧等の表示を行う。
・ 単相200V
・ 三相200V
・ 一般電源用以外（※発電機回路、※UPS回路等）　※赤字で表示する

○ 動力設備

1 電気方式
○幹線　○三相3線式　200V
○分岐　○三相3線式　200V

2 機器への接続
(1)　本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として
　　○本工事　○別途工事　とする。
(2)　電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管（防水プリカ）を使用する。

3 電動機の接地
○金属管接地　○専用接地線

○ 電熱設備

1 電気方式
○幹線　○三相3線式　200V
○分岐　○単相3線式　200V　○

2 制御盤
標準仕様書によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

3 温度調節器
○電気式　○電子式

4 その他
○請負業者において責任施工するものとする。

○ 雷保護設備

1 受雷部
○突針　○棟上げ導体

2 突針支持管
○アルミニウム製　○鋼製　○ステンレス製
長さ　m（強度計算書を監督職員に提出すること）

3 避雷導線
○引下げ導線　○建築構造体利用

4 接地極
○接地極埋設　○建築構造体利用

5 その他
接続部分については、異種金属接触腐食（電食）を起こさないように施工すること。

● 受変電設備

①電気方式
高圧　●三相3線式　6kV
低圧　○三相3線式　200V　○単相3線式　200/100V

②高圧開閉器（屋外用）
高圧気中開閉器（SOG）は（●方向性　●VT内蔵　●LA内蔵）
　定格電流　300A　遮断電流　12.5kA
高圧ガス開閉器（UGS）は（○方向性　○ＶＴ内蔵）　○既存
　定格電流　A　遮断電流　kA

3 主遮断装置
高圧交流遮断器（VCB）は（○手動式　○電磁式）　○既存
　定格電流　A　遮断電流　kA

4 設備内容
変圧器容量　kVA（単相　kVA、三相　kVA）
進相コンデンサー容量　kVA（自動力率制御　○有り　○無し）
直列リアクトル容量　%
○デマンド監視装置（○有り　○無し）

⑤配電盤
○屋内形（○開放形○閉鎖形）　●屋外形

6 その他
(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
(2)　保護継電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事についても同様とする。

○ 電力貯蔵設備

1 直流電源装置
○非常用照明器具の電源と共用　○受変電設備専用
蓄電池
　○鉛蓄電池　（○標準　○長寿命型）
　　シール形　（ペースト式　○MSE形　○HSE形　○　形）
　　ベント形　（ペースト式　○HS形　○PS形　○　形）
　　ベント形　（クラッド式　○CS形　○　形）
　○アルカリ蓄電池
　　ポケット式　（○　形）
　　焼結式　（○　形）
　　蓄電池容量　Ah
　　放電時間　分

2 交流無停電電源装置（ＵＰＳ）
○常時インバータ給電方式
○常時インバータ給電方式（簡易型）
○ラインインタラクティブ方式
○常時商用給電方式
交流入力　相　線式　電圧　V
交流出力　相　線式　電圧　V
設備容量　kVA
停電保障時間　分
蓄電池　○鉛蓄電池　（　形）
　　　　○アルカリ蓄電池　（　形）

3 電力貯蔵装置（電力平準化等用）
○リチウムイオン電池　○ナトリウム・硫黄電池　○鉛畜電池

4 その他
(1)　キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。
(2)　簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

○ 発電設備

1 自家発電設備
(1)発電装置の用途　○防災用自家発電装置　○常用自家発電装置
　○常用防災兼用自家発電装置
(2)発電機　電気方式　相　線式　電圧　V
　定格出力　kVA
(3)原動機　種類　○ディーゼル　○ガスエンジン
　○ガスタービン　○マイクロガスタービン
　始動方式　○電気始動式　○空気始動式
　起動蓄電池（○標準　○長寿命型）
　冷却方式　○水冷式（○循環方式　○ラジエーター方式）
　○空冷式
(4)燃料　種類　○Ａ重油　○軽油　○灯油
　燃料小出槽　ﾘｯﾄﾙ（○本工事用　○別途工事）
　主燃料槽　ﾘｯﾄﾙ（○専用　○他設備と共用）
(5)形式　○キュービクル式　（○一般用　○寒冷地仕様　○低騒音仕様）
　○オープン式
(6)発電種類　○普通形自家発電装置　○即時普通形自家発電装置
　○長時間形自家発電装置　○即時長時間形自家発電装置
(7)運転時間　○72時間　○10時間
(8)騒音　キュービクル式（機側1mの騒音値　dB以下）
(9)配電盤　監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

2 太陽光発電設備
太陽電池モジュール
　○結晶系シリコン太陽電池セル　○薄膜太陽電池セル
公称出力　kW（標準太陽電池アレイ出力）
交流出力電圧　相　V
接続方式
　○三相3線式　200V　○単相3線式　200/100V
その他
　・JET認証品とする。
　・JIS C8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。

○ 構内情報通信網設備

1 構内情報通信網装置
○有　○無

2 構内情報通信網装置の構成性能
図示による。
その他追加機能
○
○

○ 構内交換設備

1 交換装置
○デジタルPBX　○IP-PBX　○VoIPサーバ　○既存

2 回線数
○内線　容量数　回線以上、実装数　回線以上
○局線　容量数　回線以上、実装数　回線以上

3 電話機
○一般形　台　○多機能形　台　○IP形　台
○ファクシミリ　台　○デジタルコードレス形　台　○IPコードレス形　台
（○内、停電用電話機　台）

4 その他
追加サービス機能
○

○ 情報表示設備

1 マルチサイン
表示方式
　○発光ダイオード式　○液晶式　○EL式
種類
　○壁掛型　○自立型

2 時刻表示装置
○親時計　回線　○子時計　台
○その他

3 出退表示装置
制御方式
　○多線直接式　○パルス伝送式
表示方式
　○発光ダイオード式　○液晶式

○ 映像・音響設備

1 プロジェクタ
○本工事　○別途工事
種類　○液晶型
投写方式　○前面式　○背面式
スクリーン　形式　○反射マット形　○反射ビーズ形　○反射細密ビーズ形
　○反射ストライプ形　○透過形
　設置方式　○上巻きタイプ　○下巻タイプ　○張込タイプ
その他　機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。

2 スピーカ
○　W

3 テレビ
○本工事　○別途工事
　種類　○HD　○4k　（○グレア防止）

○ 拡声設備

1 拡声装置
種類　○一般放送用　○非常放送用
形式　○卓上形　○キャビネットラック形
出力　W
その他　AM用アンテナは、ステンレス製ホイップアンテナとする。

○ 誘導支援設備

1 誘導支援装置
○音声誘導装置
○身体障害者用インターホン装置
○トイレ等呼出装置　回線

○ テレビ共同受信設備

1 テレビ共同受信装置
種類　○UHF　○BS　○CS
　○FM　○AM
アンテナ　材質
　仕様
その他　増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。
　テレビ端子及び直列ユニットはCSBSUV共用形、プラグ付きとする。
　地上デジタル放送を受信できるものとする。

○ 監視カメラ設備

1 監視カメラ装置
○屋外　台　○屋内　台
カメラ仕様　○カラー　○白黒
その他

○ 駐車場管制設備

1 駐車場管制装置
検知方式
　○光線式検知器式　○ループコイル式
信号灯・警報灯
　○天井つり下げ形　○自立形　○壁掛形

○ 防犯・入退室管理設備

1 防犯装置
制御装置　基本機能以外の追加機能
　○
方式　○磁気カード　○暗証番号　○ICカード（接触式）
　○ICカード（非接触式）　○バイオメトリックス

2 電気錠
○本工事　○別途工事

○ 火災報知設備

1 自動火災報知装置
受信機　○P型　２級　５回線　（○新設　○既設）
　○R型　回線　（○新設　○既設）
　○GP型　級　回線　（○新設　○既設）
　○GR型　回線　（○新設　○既設）
○副受信機　回線　（○新設　○既設）

2 自動閉鎖設備
○連動制御器（盤）　回線　（○単独　○受信機と一体）

3 非常警報装置（非常ベル）
○機器一体形　○各機器単独に設置

4 ガス漏れ火災警報装置
○個別式　○集中監視式　回線
ガスの種類
　○都市ガス（種類　）　○液化石油ガス
　○冷媒ガス

○ 中央監視制御設備

1 中央監視制御装置
○警報盤　○簡易型監視制御装置　○監視制御装置

2 中央監視制御装置の構成・性能
図示による。

● 構内配電線路

①電気方式
●高圧三相3線式　6kV　50Hz
○低圧三相3線式　200V
○低圧単相3線式　200/100V　○低圧単相2線式　V（外灯）

②配線方式
●地中線式　○架空線式

③地中線路の余長
マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込む（　箇所）

④地中線保護材料
○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)
●波付硬質合成樹脂管（FEP）
○硬質ビニル管（VE）

⑤電柱等立ち上がり部保護材料
●ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)
●硬質ビニル管（VE）

⑥装柱器材
●一般形　○耐塩形（ケーブル端末処理材共）

7 付属品
○マンホール用梯子
○ハンドホール用手カギ

⑧その他
(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
(2)　地中配線には、埋設シート等を中間に設けるものとする。

○ 構内通信線路

1 配線方式
○地中線式　○架空線式

2 地中線路の余長
マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込む（　箇所）

3 地中線保護材料
○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)
○波付硬質合成樹脂管（FEP）
○硬質ビニル管（VE）

4 電柱等立ち上がり部保護材料
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT)

5 付属品
○マンホール用梯子
○ハンドホール用手カギ

6 その他
(1)　ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート（プラスチック製等に刻字）を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
(2)　地中配線には、埋設シート等を中間に設けるものとする。

● その他工事共通事項

1 施工調査
○施工計画調査
　調査項目（　）
　調査範囲（　/　）図による。
　調査方法（　/　）図による。

●事前調査
　調査項目（　）
　調査範囲（　/　）図による。
　調査方法（　/　）図による。

・ はつり工事は事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
・ アンカー工事等で既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。

2 仮設備
仮設備項目（○　○　○　）
仮設備期間（○　○　○　）

3 養生
養生範囲（　/　）図による。
養生方法（　/　）図による。

④電線本数・管路
分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

5 金属製露出管路
下記の露出配管は塗装を行う。
　○ 屋外　○ 屋内（　）
塗装を行う場合、露出配管等は合成樹脂調合ペイント1種(JIS K5516)2回塗りを行う。

亜鉛めっき面は、エッチングプライマー1種(JIS K5633)による化学処理を行う。

6 呼び線（導入線）
長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

7 コンセント
図面に特記なき場合は、コンセント2P15A（接地極付）は、プラグ不要とする。

8 フラッシュプレート
図面に特記してあるものを除き（○金属製　○樹脂製）を使用する。

9 フロアプレート
フロアプレートの材質は　○砲金製　○アルミ合金製　とする。

10 一般照明の照度測定
測定数　箇所以上
照度測定方法は、JIS C 7612による。

11 非常用の照明装置の照度測定箇所数
測定数　箇所以上
照度測定方法は、JIS C 7612による。

12 キャビネット
○キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)	
	屋内	屋外
側面部	1.6以上	2.3以上
底板		1.6以上
屋根板		2.3以上
仕切板		1.6以上
ドア及び前面板		2.3以上

○制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板の厚さ(mm)	
	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

工事名称	斎場高圧気中開閉器(PAS)取替工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その２）／ No Scale(A2)	図面番号
設計年月日	平成２７年　８月	E-02
設計者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	
発注者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	

章	項目	特記事項

⑬ 接地極

○接地抵抗値は下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
○	共同接地	EA,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○図面特記による
○	共同接地	EA,C,D	Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○図面特記による
●	A種接地	EA	10Ω以下	●EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	B種接地	EB	Ω以下	○EB（14φ）×3連-1組 ○銅板式（500×500×1.5t）
●	D種接地	ED	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000mm）
○	C種接地	EC	Ω以下	EB（14φ）×3連-2組
○	高圧避雷器	ELH	10Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	避雷設備	EL	Ω以下	○EB（14φ）×3連-2組 ○銅板式（900×900×1.5t）
○	交換機用	Et	Ω以下	EB（14φ）×3連- 組
○	通信用	EAt	10Ω以下	EB（14φ）×3連-2組
○	通信用	ECt	100Ω以下	EB（10φ）×1（L=1000mm）
○	測定用	EO		EB（10φ）×1（L=1000mm）

B種接地については、電力会社と協議する。
※印は、接地極寸法を示す。
(1)接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。
(2)外灯の接地は　○各ポールごと　　○専用接地線

14 SPD

SPDを　　　○低圧線路　　○弱電線路　　　に設ける。
○電灯分電盤　　○動力制御盤　　○弱電盤　　○図面特記参照

15 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット（一般）	床上～中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端～中心	150
避難口誘導灯	床上～下端	1,500 以上
廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000 以下
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
〃　（多機能トイレ）	〃	1,100
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上～中心	150
コンセント（車庫）	床上～中心	800
引込開閉器箱（低圧）	床上～上端	1,500
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,300
接地用端子箱	地上、床上～中心	500
避雷接地用端子箱	床上～下端	800
接地極埋設標	地上～中心	600
給油ボックス	地上～給油口	1,000
中間端子盤（ＥＰＳ電気室）	床上～中心	1,500
親時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計、スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,300
出退表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,300
インターホン	〃	1,500
身体障害者用インターホン子機	〃	1,100
呼出ボタン（多機能トイレ）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	〃	1,800
火報受信機（複合盤）	床上～操作部	800 ～1,500
副受信機	床上～中心	1,500
自動報機器収容箱	〃	800 ～1,500
発信機	〃	800 ～1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	〃	300
〃　（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）-200

［備考］（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が2500～3000㎜の場合に適用する。

16 天井仕上げ表示

図面において、室名に（　）を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

17 インバータ装置の規約効率

三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

	電動機出力(kw)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22kW以上
規約効率(%)	定格電圧 200V	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5
	定格電圧 400V	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5

（備考）
(1)規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2)規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極、50Hz
の電動機を駆動したときの値とする。

18 他工事との取合い

他工事との取合いは別表1による、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表-1　他工事との取り合い

●印を適用する。

工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み（分電盤・キュービクルまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設電力の電気料	●	●	●	●	○	○
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○	○
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●	○
仮設水道の引込み（メーターまで）	●	○	○	○	○	○
〃　（上記以降）	●	●	●	○	○	○
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●	○
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠（電気、機械の配管等）	○	●	●	○	○	○
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○	○
屋上に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	●	○	○	○	○	○
屋内及び屋外に設置する機器の基礎（電気及び機械機器）	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○	○
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○	○
天井・壁（軽量鉄骨下地）に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○	○
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
壁窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○	○
同上取付枠	●	○	○	○	○	○
点検口の取付（床・壁・天井・PS等）	●	○	○	○	○	○
防煙ダンパー	○	○	●	○	○	○
同上　煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○	○
床仕上げ材の穴あけ（フローリングブロック等）	●	●	○	○	○	○
ルーフドレイン及び縦どい（桝及び側溝までの配管）	●	○	○	○	○	○
配線ピット及び蓋	●	○	○	○	○	○
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○	○
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	●	●	○	○	○	○
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○	○
同上の2次側配線	○	●	●	○	○	○
天井吊り形放熱器（FCU等）と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○	○
消火栓箱総合盤用穴あけ	○	●	●	○	○	○
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○	○
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○	○
ガス漏れ警報器（単設型）	○	●	●	○	○	○
〃　（集中監視型）	○	○	○	○	○	○
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○	○
造り付け流し台	●	●	○	○	○	○
同上排水トラップ	●	○	○	○	○	○
既製流し台及び排水トラップ（ガス台・洗面化粧台等を含む）	○	○	●	○	○	○
既製吊戸棚	●	○	○	○	○	○
鏡（姿見は建築工事）	○	○	●	○	○	○
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○	○
〃　押釦、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○	○
〃　ビット内保守用コンセント	○	●	○	○	○	○
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○	○
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	●	○	○	○	○	○
昇降機インターホンの配管・配線	○	●	○	○	○	○

工事名称	斎場高圧気中開閉器(PAS)取替工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その３）／ No Scale(A2)	図面番号
設計年月日	平成２７年　８月	E-03
設計者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	
発注者	足利市役所　都市建設部　建築住宅課	

電力引込装柱参考図(no scale)

※ PAS及びSOG制御装置の接地は、共用接地(A種接地工事)とする。
SOG制御装置用ステンレスボックスは単独接地(D種接地工事)とする。

※ 装柱金具(支持腕金)は既設のものを再使用する。
ただし、高圧ピン碍子、ロープ支持金具、ロープ止め金具は新設とする。

※ コンクリート柱まわり露出配管は全撤去、新設とする。
配管は支持バンドを新設し、保護材使用とする。

※ 既設PAS撤去(GR装置共)

※ 既設GR電源用ケーブル撤去

※ 既設LA撤去(DS、電線共)

※ 参考型番 TV・LA内蔵GR付PAS(方向性):KLT-PSA-HD2N10LT
SOG制御装置(方向性) :LTR-PS-DOTQ12

※ 標識設置
参考型番 変電設備標識:804-63A 高圧危険標識:804-50A 立入禁止標識:837-20

※ 既設H.H内、地下水あり

市民の声を大切に 足利市役所	都市建設部 建築住宅課 郵便番号 326-8601 栃木県足利市本城三丁目2145番地 E-mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp	代表電話 0284-20-2222 直通電話 建築担当 0284-20-2196 設備担当 0284-20-2197 住宅担当 0284-20-2198	製図	設計	査図	特記事項	工事名	斎場高圧気中開閉器(PAS)取替工事	工事箇所	足利市 新山町	E-04 枚の内
							図面名	電力引込装柱図	縮尺	no scale	平成 27・8・

案内図　1／2500

配置図　1／500

市民の声を大切に 足利市役所	都市建設部　建築住宅課 郵便番号 326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番地 E- mail kenchiku@city.ashikaga.tochigi.jp	代表電話 0284-20-2222 直通電話 建築担当 0284-20-2196 設備担当 0284-20-2197 住宅担当 0284-20-2198	製図	設計	査図	特記事項	工事名	斎場高圧気中開閉器（ＰＡＳ）取替工事	工事箇所	足利市 新山町	Ｅ－０５ 枚の内
							図面名	案内図・配置図	縮尺	1／500（A2）	平成 27・8・